

岩手

June

6
2015



『ヤナギランの咲く朝(八幡平市)』 写真：眞 館 弘 治

危険見つけて みんなで改善 意識高めて安全職場

(全国安全週間スローガン)

〔目次〕

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」 (全国安全週間スローガン)	2
熱中症を防ぎましょう	3
労働安全衛生規則の一部が改正されます	4
～助成金交付要綱が改正されました～ 業務改善助成金	5
職場のハラスメントについて vol.6	6
クエスチョン、6月は男女雇用機会均等月間です！	7
労働保険年度更新に係るお知らせ	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

今月は「全国安全週間準備期間」です。安全に対する意識と職場の安全活動の向上に取り組みましょう。

安全週間 平成27年7月1日～7日 準備期間 平成27年6月1日～30日

き けん み か い げ ん い し き た か あ ん ぜ ん し ゅ く ば
「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」
(全国安全週間スローガン)

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。



労働災害は長期的には減少していますが、平成26年上半年は労働災害が大幅に増加し、8月に緊急対策を講じたものの、平成26年の労働災害は前年を上回る結果となりました。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業

活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定されます。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言えない状況も考えられます。

岩手県内においては、平成22年から26年まで5年連続の増加となり、これ以上の増加に歯止めをかけるため、より一層、労働災害防止対策に取り組むことが必要となっています。

これらの状況を踏まえ、平成27年度の全国安全週間のスローガンについては、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険箇所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」をスローガンとして展開し、この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図ることとなりました。

**安全週間及び準備期間中に
各職場で実施する事項は次のとおりです。**

- 1 共通事項
ア 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚
イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 2 特別重点事項
ア 転倒災害防止対策の取組（定着）状況の確認
イ 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認
- 3 その他
ア 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほかホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
イ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
ウ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
エ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

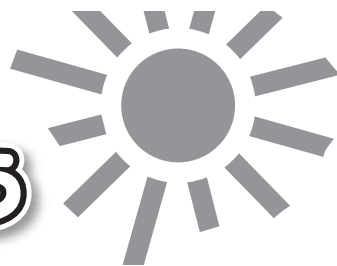
継続的に実施する事項は次の通りです

- 1 共通事項
ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
(ア) 安全衛生管理体制の確立
(イ) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
(ウ) 自主的な安全衛生活動の促進
(エ) その他の取組
イ 業種横断的な労働災害防止対策
(ア) STOP！転倒災害プロジェクト2015
(イ) 交通労働災害防止対策
(ウ) 熱中症予防対策
(エ) 腰痛予防対策
(オ) 酸素欠乏症等の防止対策
(カ) 化学物質による労働災害防止対策
- 2 業種の特性に応じた労働災害防止対策
ア 製造業における労働災害防止対策
イ 建設業における労働災害防止対策
ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進
エ 第三次産業における労働災害防止対策
オ 林業の労働災害防止対策
カ 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

※詳細は、中災防のホームページ <http://www.jisha.or.jp/campaign/anken/youkou.html>をご覧ください。

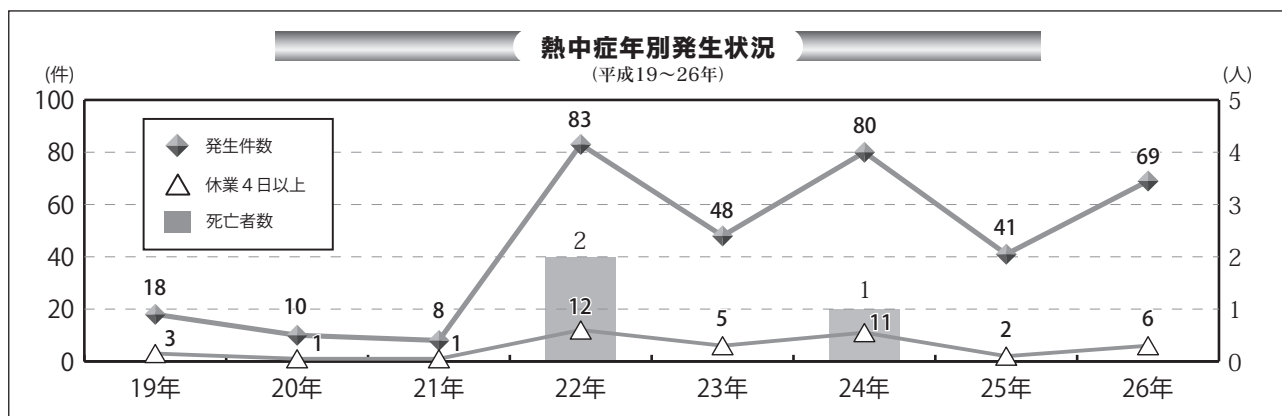


熱中症を 防ぎましょう



岩手県では、業務中に熱中症による労働災害が、平成24年が80件、平成25年が41件、平成26年が69件発生しています。平成21年以前は10件前後で推移してきていますので、最近是多発傾向にあるといえます。

熱中症による死亡労働災害については、平成22年に2件、平成24年に1件発生しております。



熱中症は、「体内の蓄熱量が増加し、放熱が追いつかない状態で、水分やミネラルのバランスが崩れるなど体内の調整機能が破綻して現れる全身性の温熱障害をいう」とされており、高温多湿下の環境や運動や作業を行うときにみられるものです。このため、単に気温が高いだけでなく、湿度、通風、日照や高温物からの放射熱が関係しますし、その日の体調や暑さに身体が慣れているかどうか（熱順化）も関係します。

6月は、気温が上がり、湿度が高まる時期で、暑さに身体が慣れていない時期でもありますので、熱中症が多発する時期となっています。職場の作業環境管理、作業管理、作業者の健康管理、安全衛生教育に努めてくださるようお願いいたします。

また、熱中症は屋内作業においても発生しています。作業中に熱中症が疑われる状況となった場合は、屋外・屋内にかかわらず速やかな対応が重要となります。救急措置が遅れて、死亡した事例もありますので、躊躇なく医療機関への搬送をお願いします。

熱中症とは？

室温や気温が高い中で作業や運動により、体内の水分や塩分（ナトリウム）などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異常など、様々な症状をおこす病気です。
家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

熱中症の分類と対処方法

重症度	症状	対処	医療機関への受診
軽度	めまい・立ちくらみ・こむら返り・大量の汗	涼しい場所へ移動・安静・水分補給	症状が改善すれば受診の必要なし
中度	頭痛・吐き気・体がだるい・体に力が入らない・集中力や判断力の低下	涼しい場所へ移動・体を冷やす・安静・十分な水分と塩分の補給	口から飲めない場合や症状の改善が見られない場合は受診が必要
重度	意識障害（呼びかけに対し反応がおかしい・会話がおかしいなど）・けいれん・運動障害（普段通りに歩けないなど）	涼しい場所へ移動・安静・体が熱ければ保冷剤などで冷やす	ためらうことなく救急車（119）を要請

こんな時はためらわずに救急車を呼びましょう



○ 自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く、動けない場合はためらわずに救急車を呼んでください

○ 意識がない（おかしい）、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された方は、ためらわずに救急車を呼んでください

熱中症予防のポイント

- ① 部屋の温度をこまめにチェック！（普段過ごす部屋には温度計を置くことをお奨めします）
- ② 室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- ③ のどが渴いたと感じたら必ず水分補給！
- ④ のどが渴かなくてもこまめに水分補給！
- ⑤ 外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も！
- ⑥ 無理をせず、適度に休憩を！
- ⑦ 日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！



労働安全衛生規則の一部が改正されます

足場等からの墜落防止対策を強化する改正労働安全規則が平成27年3月5日に公布され、7月1日から施行されます。

改正の概要は次のとおりです。

改正の概要

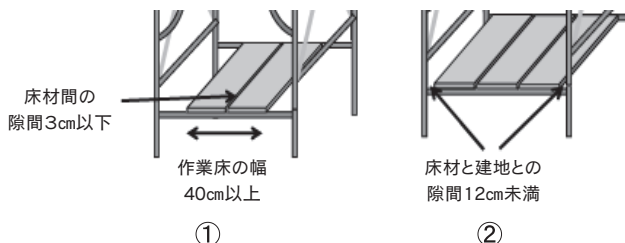
【特別教育】

事業者は、足場の組立て等の作業に新たに就く労働者に特別教育を行わなければならないことになります。

ただし、施行日（7月1日）以前から既に足場の組立て等の作業に従事している者に対しては、平成29年6月30日までの2年間、特別教育を行うことを要しないこととする経過措置が設けられました。

【足場の作業に係る措置】

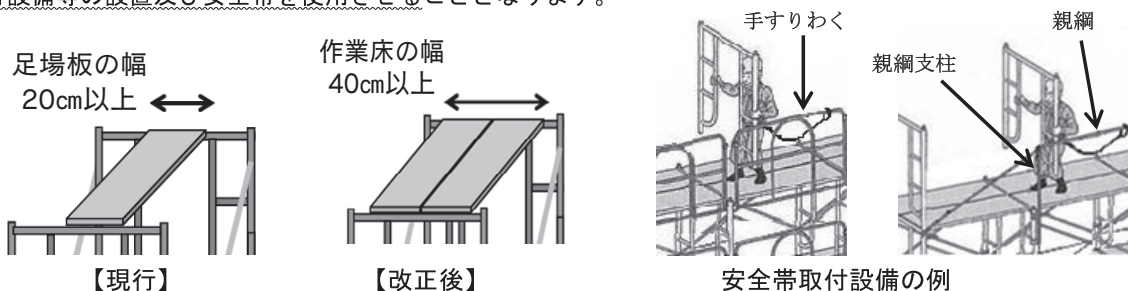
足場における高さ2m以上に設けられる作業床の要件として、①幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下に加えて、②床材と建地との隙間は12cm未満とすることになります。



【足場の組立て等の作業に係る措置】

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て等の作業では墜落防止措置等を講じることとされていましたが、対象をつり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て等の作業に拡大されました。

また、足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅40cm以上の作業床を設けるとともに、安全帯取付設備等の設置及び安全帯を使用させることとなります。



【足場の組立て等の作業に係る措置】

鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って3.1mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすることとされていましたが、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しなくなります。

【注文者の点検義務】

特定事業の仕事を行く注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合は、強風時の悪天候又は中震以上の地震の後に加えて、足場又は作業構台の組立て等の後においても、足場又は作業構台における作業開始前に点検し、危険のおそれがあるときには、速やかに修理することとなります。

～助成金交付要綱が改正されました～ 業務改善助成金

引上げ額、引上げ対象人数により
最高150万円まで助成！

業務の効率改善（設備投資等）により、労働者などに支払う社内の最低賃金（時間換算額800円未満）を時間額換算で40円以上引き上げれば、

引上げ対象労働者数	引上げ額	助成上限額
1 ～ 9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～ 14人	40～59円	100万円
	60円以上	130万円
15 ～19人	40～59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	150万円

上表の助成を受けることができます。（下限は5万円です。）

- ・助成は、設備投資経費等の2分の1までです。（労働者30人以下の中小企業の場合は3/4を助成！）

※過去に本制度を利用し業務改善助成金の交付を受けている事業場は、申請することができません。

※通常の事業活動を行うに当たり、社会通念上当然必要となる経費は除かれます。

※機械装置等購入費については、特殊用途自動車以外の自動車、パソコン（周辺機器を含む。）は、除かれます。

【支給要件】

次の二つの計画を岩手労働局に申請し、交付決定を受ける必要があります。

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給又は時間換算額（対象は800円未満の労働者）を申請年度に**40円以上引き上げる計画**を作成していただく。

※引上げ対象労働者は、雇用後6ヶ月以上経過していることが必要となります。

②業務改善計画

具体的な**業務改善（設備・器具の導入等）についての計画**を作成していただく。（労働能率の向上に資するもの）

岩手労働局から交付決定通知を受けた後に、二つの計画を実施（賃金を引き上げる・設備・器具を購入する等）してください。**申請前や交付決定通知前に賃金引き上げや業務改善を実施した分は対象となりませんので、注意してください。**

※他にも要件がありますので、詳しい支給要件は下記の問合せ先に相談願います。

【支給対象となる事業主】

次の業種に応じて「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業 種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 企業全体の労働者数
一般産業 (下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

業務改善助成金の申請、お問い合わせ、ご相談は

岩手労働局労働基準部賃金室 TEL 019-604-3008

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階

ホームページ：http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

「助成金・免許・資格」⇒「業務改善助成金」



みなさん、このシリーズをここまでお読みいただき、パワーハラ対策はやはり必要だと感じていただいていると思いますが、実施についてはいかがでしょうか？

■ 対策実施は？ ■

「パワーハラの取組みは経営上の課題として重要だ」（パワーハラ実態調査H24厚労省）と80%の企業が答えています。しかし実施している企業は45%。大きな乖離があります。必要性はわかっているが、取り組んでいないという所が多いということです。やはり、きちんと形を整えてからと考えると負担も大きく、後回しになるのかもしれない。

パワーハラの損失は大きいものです。そこで、予防のため、まずはできるところから取組みを始めるよう努めましょう。まず、できるところとは何でしょうか。ちょっと考えてみたいと思います。

■ パワーハラが起こる職場の特徴は？ ■

皆さんの職場は上司と部下のコミュニケーションはどうでしょうか？

パワーハラが起こる職場に共通する特徴として、一番にこのコミュニケーションの少なさが挙げられています。次に残業が多い／休みが取り難い／失敗への許容度が低い／と続いています。（パワーハラ実態調査H24厚労省）

こんな調査（H24日本生産性本部）もあります。設問は上司側と部下側それぞれに対し、上司は部下との、部下は上司との「業務上のコミュニケーションについてどのように感じていますか？」というものです。回答は10%程度の差がありました。上司が部下とのコミュニケーションは取れていると思っても、そんなことないと思っている部下が1割程度いるということです。同様に上司側と部下側に「褒めるか」[褒められるか]という設問ではもっと大きな乖離が出ました。褒めているという上司と、褒め

られてはいないという部下。つまり、上司は褒めたつもりでも、それが部下には伝わっていないことが多いということもわかります。上司の育成やリーダーシップなどについても、大きな差が出ています。つまり、こういう調査結果を見ていると、気を付けて細やかなコミュニケーションをとっていかなければ、伝わらなかったり、誤解につながることもあるということがわかります。パワーハラもその延長線上にあるということが言えなくはないと思います。

パワーハラ対策の最初の取組みとして、管理職や一般社員を対象とした講演会や研修会を行う企業が多くあります。パワーハラに対する知識を共有していくうえで大変重要なことです。もちろん、効果もあります。が、それだけでは足りないこともお分かりいただいていることと思います。ぜひ、職場のコミュニケーションを活性化する研修や取り組みも併せて行い、何かの時にはお互いに相談ができたり、許しあうことができる、そんな関係性を作っていくことが重要です。コミュニケーションに重点をおいての啓発活動も心がけていきましょう。

■ パワーハラに気が付いたら？ ■

もし、皆さんの周りでパワーハラが行われているのに気が付いたらどう行動したらいいのでしょうか？

自己保身から、見て見ぬふりをしたいと思うこともあるかもしれませんが、パワーハラへの対応はなるべく初期段階のほうが解決容易であるといわれています。つまり、時間が経過するほど深刻化することが多く、解決が困難になるからです。放置をしないこと、気が付いたときは早急に被害者に声をかけてください。「心配している。大丈夫か」と。もし、話してくれるならゆっくり時間をかけて話を聴いてあげてください。アドバイスは基本的に必要ありません。「気にしないほうがいいと思うよ」というような安易な慰めや批判は避け、あなたが悪いわけではないと肯定的にサポートする気持ちを持ってください。被害者が受けたパワーハラの実態と被害者の気持ちを受け止め、解決のために相談窓口へつなぐという順番で進めましょう。ただ、中には公にしたくないという方もいます。なぜなのかということを理解したうえで今後のことを考慮し解決の道に持っていくことの重要性をわかってもらう努力をしていきましょう。

パワーハラ予防は損失の回避だけでなく、互いに支えあう関係性づくり、職場の活性化や職場全体の生産性の向上にも大きく寄与します。そのことを常に念頭に置いていただきたいと思います。

クエスチョン

2週間後の退職を認めて
もらうには？

Q 私は飲食店で調理の仕事をしています。雇用期間の定めのないパートであり、賃金は時間給制です。

勤続3年になりますが、正社員として働ける職場が見つかりましたので、転職したいと思い、2週間後に退職したい旨事業主に願い出ましたが、「最低でも3か月は働いてもらわないと困る。」と言われ退職させてもらえません。新しい職場には2週間後から働く約束をしており、それまでに退職したいと思っていますが、退職を認めてもらうにはどうすればいいのでしょうか？

A 民法627条第1項では、「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この

場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。」と定められています。したがって、「退職届」を退職日の2週間前に提出することによって退職することができます。

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しています。

この相談のケースのように、労働者と事業主との間の紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づいて発生したものが多くみられます。こういった場合は、労働問題に関する情報を入手したり、専門家に相談することで、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。このため、岩手労働局総務部企画室及び各労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

詳しくは岩手労働局総務部企画室（TEL019-604-3002）へお問い合わせください。

6月は男女雇用機会均等月間です!!

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会とし、均等法関係法令の一層の周知徹底及び履行確保、とりわけ妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置の周知徹底を図ります。

また、性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かな生活と職業能力向上を両立できる職場環境整備が社会にとってきわめて重要であることについての社会一般への定着を図ります。

～妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する解釈が改正されました～

男女雇用機会均等法と育児・介護休業法では、妊娠・出産、育児休業等を「理由として」解雇等の不利益な取扱いを禁止していますが、このたび、妊娠・出産、育児休業等を「契機として」不利益取扱いを行った場合、原則として男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に違反することになります。

原則

妊娠・出産・育児休業等を「契機として」不利益取扱いを行った場合、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反となる。

（妊娠・出産、育児休業等を「理由として」不利益取扱いを行ったと解される）

※原則として、妊娠・出産、育児休業等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」として解されます。

例外①

業務上の必要性が不利益取扱いの影響を上回るような特段の事情がある場合

（例）本人の能力不足等が理由である場合：妊娠等の事由の発生前から能力不足等が問題とされており、不利益取扱いの内容・程度が能力不足等の状況と比較して妥当で、改善の機会を相当程度与えたが改善の見込みがない 等

例外②

本人が同意し、一般的な労働者が同意する合理的理由が客観的に存在する場合

（例）契機となった事由や取扱いによる有利な影響（労働者の求めに応じて業務量が軽減されるなど）があつて、それが不利な影響を上回り、不利益取扱いによる影響について事業主から適切な説明があり、労働者が十分理解した上で応じるかどうかを決められた 等

詳しいお問い合わせは、岩手労働局雇用均等室（電話019-604-3010）まで

労働保険年度更新に係るお知らせ

- 労働保険制度は、労働者が業務又は通勤により負傷したり病気になった場合や失業した場合等の際に、労災（補償）給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成27年度の労働保険年度更新は、**6月1日(月)から7月10日(金)**までとなっています。事業主の皆様には、この期間中に**平成26年度の保険料を確定・精算し、併せて平成27年度の概算保険料の申告・納付**を行っていただくことになります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても申告・納付が必要になります。

年度更新申告書は5月末に各事業場へ送付される予定ですので、期日までに最寄りの金融機関等において手続きを終えるようお願いいたします。

- 申請により、労働保険料・一般拠出金について、口座振替による納付を行うことができます。口座振替をご希望される方は、労働局・労働基準監督署に備え付け所定の申込用紙か厚生労働省ホームページ【**厚生労働省 労働保険料 口座振替**】[検索](#)よりダウンロードをして、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

なお、口座振替を利用しますと保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます。

- 電子申請による年度更新手続きも可能となっておりますので、積極的な利用をお願いします。
- 厚生労働省では、年度更新業務の一部を民間事業者へ外部委託することとしています。後日、年度更新申告書等の記載内容について、委託業者から問い合わせをさせていただきますことがありますので、予めご了承ください。

ご不明な点は、
岩手労働局総務部労働保険徴収室
(電話019-604-3003)
または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

労災保険の料率が変わります

平成27年度から労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率を改定します。(雇用保険料率は変更なし)
平成27年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成26年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

◆労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率

1. 労災保険率の改定 (単位：1/1,000) (平成27年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	労 災 保 険 率	
			新	旧
林業	02・03	林業	60	60
	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	19	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	40
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石灰石鉱業	88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	19
	24	原産又は天然ガス鉱業	3	5.5
	25	炭鉱	52	58
建設事業	26	その他の鉱業	26	25
	31	水力発電施設、すい道等新設事業	79	89
	32	道路新設事業	11	16
	33	舗装工事	9	10
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5	17
	35	建築事業(既設建築物設備工事事業を除く)	11	13
	38	既設建築物設備工事事業	15	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	7.5
	37	その他の建設事業	17	19
	41	食品製造業(たばこ等製造業を除く)	6	6
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4
	44	木材又は木製品製造業	14	13
	45	パルプ又は紙製造業	7	7.5
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5
	47	化学工業	4.5	5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5	7.5
	66	コンクリート製造業	13	13
	62	陶磁器製品製造業	19	19
	49	その他の工業又は土石製品製造業	26	26
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	7	6.5
	51	非鉄金属精錬業	6.5	9
	52	金属材料製造業(鉄物業を除く)	5.5	7
	53	鉄物業	18	17
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	10	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く)	6.5	6.5
	55	めっき業	7	7
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5.5	5.5
	57	電気機械器具製造業	3	3
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)	4	4.5
	59	船舶製造又は修理業	23	23
運輸業	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)	2.5	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4
	61	その他の製造業	6.5	7
	71	交通運輸事業	4.5	4.5
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	9	9
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	9	11
	74	港湾荷役業	13	16
	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	12
	91	酒造、火葬又はと畜の事業	12	13
その他の事業	93	ビルメンテナンス業	5.5	5.5
	96	倉庫業、置留業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	98	郵便業、小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	3.5	2.5
	94	その他の各種事業	3	3
	90	船舶所有者の事業	49	50
	90	船舶所有者の事業	49	50

※平成27年度から、「たばこ等製造業」は「食品製造業」に統合されます。

2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。(平成27年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	請負金額に基ずる率	
			新	旧
建設事業	31	水力発電施設、すい道等新設事業	19%	18%
	32	道路新設事業	20%	20%
	33	舗装工事	18%	18%
	34	鉄道又は軌道新設事業	25%	23%
	35	建築事業(既設建築物設備工事事業を除く)	23%	21%
	38	既設建築物設備工事事業	23%	22%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	40%	38%
	37	その他の建設事業	22%	21%
		その他のもの	24%	23%

3. 第2種特別加入保険料率の改定 (単位：1/1,000) (平成27年4月1日改定)

事業又は作業の種類/番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災規則」という)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	13	14
特2	労災規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	19	19
特3	労災規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	46	45
特4	労災規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52	52
特5	労災規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7	7
特6	労災規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14	13
特7	労災規則第46条の17第7号の事業(船舶法第1条に規定する船員が行う事業)	49	50
特8	労災規則第46条の18第1号の作業(指定産業機械作業従事者)	3	4
特9	労災規則第46条の18第2号の作業(職場適応訓練受講者)	3	4
特10	労災規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	16	15
特11	労災規則第46条の18第3号ハの作業(陶磁器等の加工の作業)	7	8
特12	労災規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17	16
特13	労災規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	4	3
特14	労災規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18	18
特15	労災規則第46条の18第2号ロの作業(事業主(団体等委託訓練従事者)	3	4
特16	労災規則第46条の18第1号イの作業(特定農業従事者)	9	9
特17	労災規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	4	5
特18	労災規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	6	7

4. 第3種特別加入保険料率は、1,000分の4から1,000分の3に引き下げとなります。

◆平成27年度の雇用保険料率

5. 雇用保険料率 (単位：1/1,000)

事業の種類	負担者	①		②	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+②
		労働者負担(失業等給付の保険料率のみ)		事業主負担			
一般の事業		5		8.5	5	3.5	13.5
農林水産 清酒製造の事業		6		9.5	6	3.5	15.5
建設の事業		6		10.5	6	4.5	16.5



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

4月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)グリーンテージくずまき	葛巻町
宮古	(株)K設備	宮古市
宮古	(株)テルコーポレーション	山田町
宮古	(有)丸徳	宮古市
花巻	北上プライウッド(株)	北上市
花巻	ディー・ティー・ファインエレクトロニクス(株)	北上市
一関	吉田土質基礎	一関市
一関	(有)光成	一関市
一関	平泉阿部	平泉町
一関	浅利社会保険労務士事務所	一関市
一関	(株)スズキ	奥州市
一関	(株)鈴佳	千厩町

支部名	事業所名	所在地
一関	エールクリエイト東北(株)	平泉町
大船渡	桜田設備工業	大船渡市
二戸	(株)七星	久慈市
二戸	(有)東鉄筋	久慈市
二戸	(株)オンフィール	二戸市
二戸	(有)ノダオートサービス	洋野町
二戸	賀美鉄筋工業(有)	久慈市
二戸	ボルト(株)	久慈市
二戸	大野自動車整備工場	洋野町
二戸	カーショップ リペア	一戸町
二戸	久保金属工業	久慈市
二戸	東亜建設工業(株) 岩手営業所	久慈市

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種（林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等）の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、「安全管理者選任時研修」修了者から安全管理者を選任することになっています。

社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を8月3日(月)・4日(火)の二日間、当協会研修センターで開催いたします。この安全管理者選任時研修は年3回の開催となっています。

詳細につきましては、当協会本部までお問い合わせください。

●プレス機械作業主任者技能講習のお知らせ

労働安全衛生法により動力プレス機械を5台以上有する事業においては、プレス機械作業主任者を選任が必要となっています。

当協会では資格取得のための「プレス機械作業主任者技能講習」を、8月10日(月)、11日(火)に当協会研修センター（盛岡市）で開催いたします。

なお、この技能講習は年1回のみの開催となっています。

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

死亡災害速報（4月）

■宮古署 建設業（トンネル建設工事業） 男（60歳代）崩壊、倒壊

トンネル切羽において、火薬の装填作業中、肌落ちが発生し、落下した雷管を回収するため切羽に近づいたところ、岩盤が大規模に崩落し、下敷きになった。

講習会のお知らせ

27年8月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7/9(木)～10(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	有機溶剤作業主任者技能講習	7/30(木)～31(金)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	本 部	9,720	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	7/21(火)～23(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	本 部	15,660	2,160
		7/21(火)～22(水)・24(金)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	本 部	(一部免除者) 13,500	
	プレス機械作業主任者技能講習	8/10(月)～11(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,512
	玉掛け技能講習	6/22(月)～24(水)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	盛岡支部	21,600	1,645
		7/13(月)～15(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/3(月)～5(水)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		8/4(火)～6(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/4(火)～5(水)・7(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		8/27(木)～29(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/27(木)～28(金)・30(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	7/7(火)～10(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部	29,160	1,620
		7/7(火)～10(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/7(火)・13(月)～15(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/13(月)～16(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/17(金)～20(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/21(火)～24(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/21(火)～24(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/21(火)・27(月)～29(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		8/18(火)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		8/24(月)～27(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/13(月)・17(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	7/2(木)～4(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部	28,080	1,645
		7/2(木)～3(金)・5(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部	(一部免除者) 25,920	
		7/6(月)～8(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/7(火)～9(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/7(火)～8(水)・10(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/15(水)～17(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		8/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/17(月)～19(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
	ガス溶接技能講習	7/27(月)～28(火)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	9,720	864
		8/5(火)～6(水)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
		8/10(月)～11(火)	久慈市民体育館他	30	二戸支部		
		8/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	高所作業車運転技能講習	6/17(水)～18(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	盛岡支部	33,480	1,850
		6/17(水)・19(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	(一部免除者) 30,240	
	安全衛生推進者養成講習	8/5(水)～6(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,296
		8/26(水)～27(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
そ の 他	アーク溶接等の業務特別教育	6/18(木)～19(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
		7/30(木)～31(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
		8/20(木)～21(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	粉じん作業特別教育	7/1(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,320 5,400	648
		7/8(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
		8/4(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	6/15(月)～16(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	13,284 14,364	1,645
		7/8(水)～9(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	研削と石の取替え等の業務特別教育	6/16(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	1,188
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/19(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,480 7,560	648
		7/16(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
		8/7(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/14(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
		8/5(水)	アイ・ドーム	20	一関支部		
そ の 他	職長教育	7/6(月)～7(火)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	11,880 12,960	864
		7/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者教育	6/18(木)～19(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
		6/25(木)～26(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	刈払機取扱作業従事者安全衛生教育	6/12(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	6,480 7,560	2,571
	安全管理者選任時研修	8/3(月)～4(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,960 15,120	1,512
	安全担当者研修	6/15(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	危険予知リスクアセスメント講習	8/21(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,616 6,696	648
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/25(木)～26(金) 及び 7/2(木)～3(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,960 15,120	6,696
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/8(月)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,368 12,528	4,536

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
 ■ 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
 ■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●5月号の正解

岩手県では熱中症による労働災害がここ数年多発傾向にあり、平成22年と24年には熱中症による死亡労働災害も発生しています。

平成26年の熱中症による労働災害は何件だったでしょうか。

- ① 49件
- ② 59件
- ③ 69件

ヒント 本誌3ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成27年6月25日(木)消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②



花と緑のまつり2015

写真提供：花巻市

■【開催日】平成27年6月12日(金)～14日(日)

■会場／花巻市総合体育館

■主催／花と緑のまつり実行委員会

美しい草花にふれあえる場として、さつき・盆栽・山草・ばら・生け花・見本庭園などの展示や、参加団体による各種講習会、押し花体験なども行われる。また、花苗の無料配布、もちまき大会、クイズ大会や花巻の伝統芸能ステージなど、イベントも盛りだくさん。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

疲弊した世相犯罪ばかり増え

いったい世の中はどうなっているのか、犯罪の発生が引きも切らない。1週間前の犯罪がどれだったかが分からなくなる。社会のせいばかりではないと思う。

(川柳原生林3月号〈杜若〉浅沼よし子作品より)

岩手の死亡災害(4月末)

製 造 業	0	(1)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	4	(4)
運 輸 交 通 業	1	(1)
林 業	0	(0)
商 業	1	(4)
そ の 他	0	(3)

累 計 6 (13)
() 内は前年同期

編集後記

樹々の緑もいよいよ深く、かえるとツバメがそれをいっそう引き立て、白い雲とのコントラストもすばらしく「緑十字」を描いたようでもある。

各地の山開きものにぎわい、真っ赤なつつじが初夏の陽にはえ、濃い自然が心を落ち着かせてくれる。

「幼年花咲き少年鳥歌い青年若葉が茂る」恵まれた移ろいを感じる。

ある師に「青年とは齢の若さを指すのではない。精神の澆刺さというので

ある。若さとは意志の力、創造力、感激性であり、情熱を失うとその人の心に皺が寄る。常に明るい希望を持ち、未来の夢に挑戦し、生命の歓喜に感謝する人であれば50歳であろうと70歳であろうとその人は青年である。」等々と説かれたことがある。

さらに「人は上にばかり伸びたがる。草木は下からまず根っこ。」とも。

いつまでも青年の域でありたいと願う日々である。

発 行 平成27年6月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 黒 沢 雄 幸